

# 雇用保険適用事業所新規設置手続きについて

## 必要な書類

### 1. 労働保険関係書類

#### 【建設業、農林水産業以外の事業の場合（一元適用事業）】

- ・労働基準監督署において受理された「労働保険関係成立届」と「労働保険料概算申告書」の事業主控
- ※労働基準監督署の管轄・所在地については、P 3 で確認してください。

#### 【建設業、農林水産業の場合（二元適用事業）】

- ・労働保険関係成立届
- ・労働保険料概算申告書

### 2. 雇用保険適用事業所設置届

### 3. 事業所の实在確認書類

【法人の場合】 原則不要（登記事項証明書の提出は原則不要となりました。）

【団体の場合】 会則、規則等

【個人事業主の場合】 事業主の世帯全員の住民票

- 上記必要書類で事業所の所在地が確認できない場合は、「会社事務所、工場の賃貸借契約書」「事業所あての公共料金等の請求書」「会社宛の郵便物」等のコピーがさらに必要です。
- 上記以外にも必要に応じて書類等の提出をお願いすることがあります。

### 4. 事業内容の確認書類

#### 【事業を行うにあたり官公庁の許認可を必要とする事業の場合】

##### ・許認可証のコピー

- 例 食品の製造・販売、飲食業、理美容業等…保健所の許可
- 自動車運送業…国土交通大臣（支局）の免許、許可
- 介護、福祉事業…知事の指定通知等

#### 【事業を行うにあたり官公庁の許認可を必要としない事業の場合】

##### ・税務関係書類のコピー（以下のいずれか1点）

- 「給与支払事務所等の開設届出書」 「法人設立届出書」
- 「個人事業の開業・廃業等届出書」 「源泉所得税領収証書」

##### ・主たる事業内容を確認できる書類のコピー（労働者の雇入日と関連性のあるもの）

- ① 事業活動に関係する取引先からの納品書・請求書
- ② 自社からの取引先に対する請求書とその入金を確認できる通帳
- ③ 業務請負契約書、工事契約書（注文書・発注書等）、委託契約書、フランチャイズ契約書、利用者との間で交わされた契約書

#### 【季節労働者を雇用する場合】

以下の書類とその内容に対応する上記①～③いずれかの書類

- ・建設業…工事施工一覧表
- ・農林水産業…月別事業経歴（計画）書

- 上記以外にも必要に応じて書類等の提出をお願いすることがあります。

## 5. 雇用関係の確認・届出書類

### ・雇用保険被保険者資格取得届

…労働者の被保険者番号がご不明な場合は、履歴書等過去に在籍した事業所名がわかるものをご提示ください。資格取得届にはマイナンバーの記入が必要です。

### ・労働者名簿のコピー

…労働基準法第107条の定めにより、「使用者は各事業場毎に労働者名簿を調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他命令で定める事項を記入しなければならない」こととされています。  
雇用保険の被保険者にならない方を含め、全労働者分の提出が必要です。

### ・雇用契約書、労働条件通知書など雇用条件が確認できる書類のコピー

### ・出勤簿、タイムカード、日報、野帳など、出勤状況が確認できる書類のコピー

…出勤初日から届出日までの分すべて必要となります。

### ・賃金台帳、給与明細など賃金の支給状況が確認できる書類のコピー

…届出時点で賃金の支払がある場合のみ、雇入から届出時点までの分すべて必要となります。

## ご留意いただく事項

- 資格取得の要件は、週20時間以上かつ31日以上の雇用期間が見込まれることが必要です。  
季節雇用の場合は、週30時間以上かつ4か月を超える雇用期間が見込まれることが必要です。
- 不足書類がある場合は、提出されるまで処理が保留となります。
- 雇用保険の適用年月日は、原則、労働者を雇い入れた日となり、この日が保険関係成立日となります。
- 法人の役員および事業主と同居の親族は、原則被保険者となりませんが、一定の要件を満たしている場合に限り、被保険者となる場合があります。また、在宅勤務者を被保険者とする場合にも、一定の要件がありますのでご相談ください。
- 手続きが遅れた場合  
被保険者の資格取得日の提出期限（取得日の属する月の翌月10日）から6ヶ月以上経過した時点で設置届を提出する場合は、「遅延理由書」が必要となります。  
例えば、資格取得日が4月1日の資格取得届（提出期限5月10日）の場合は、徒過した期間が6か月以上となる11月10日以降に提出されるときに遅延理由書が必要となります。また、届出の際に被保険者が離職している場合及び手続きに遅延のあった場合は、事業所調査の対象となります。日時等が決まった時点でご連絡しますので、ご協力をお願いいたします。

## 公共職業安定所・労働基準監督署所在地

公共職業安定所(ハローワーク)及び労働基準監督署の管轄をご確認のうえ、手続きしてください。

※ハローワークの窓口での受付時間は、平日8:30～16:00となっております。

|  |   |
|--|---|
| <b>札幌公共職業安定所（ハローワーク札幌）</b><br>〒064-8609 札幌市中央区南10条西14丁目<br>TEL 011-562-0101        | <b>【管轄地域】</b><br>中央区・南区・西区・手稲区                                  |
| <b>札幌東公共職業安定所（ハローワーク札幌東）</b><br>〒062-8609 札幌市豊平区月寒東1条3丁目2-10<br>TEL 011-853-0101   | <b>【管轄地域】</b><br>豊平区・白石区・厚別区・清田区<br>北広島市                        |
| <b>札幌北公共職業安定所（ハローワーク札幌北）</b><br>〒065-8609 札幌市東区北16条東4丁目3-1<br>TEL 011-743-8609     | <b>【管轄地域】</b><br>東区・北区・石狩市（浜益区を除く）<br>当別町                       |
| <b>札幌東公共職業安定所 江別出張所（ハローワーク江別）</b><br>〒067-0041 江別市4条1丁目<br>TEL 011-382-2377        | <b>【管轄地域】</b><br>江別市・新篠津村                                       |
| <b>札幌中央労働基準監督署</b><br>〒060-8587 札幌市北区北8条西2丁目1番地1<br>札幌第一合同庁舎7階<br>TEL 011-737-1194 | <b>【管轄地域】</b><br>中央区・南区・西区・手稲区・北区<br>石狩市（浜益区を除く）                |
| <b>札幌東労働基準監督署</b><br>〒004-0042 札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2-5<br>TEL 011-894-2819              | <b>【管轄地域】</b><br>東区・白石区・豊平区・厚別区・清田区<br>江別市・当別町・恵庭市・北広島市<br>新篠津村 |

ハローワーク札幌圏 雇用保険適用課